

北海道内の自治体の条例の構成(障がい者コミュニケーション条例)

<p>条例名</p>	<p>北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例</p>	<p>札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例</p>	<p>小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例</p>
<p>施行日</p>	<p>平成30年4月1日</p>	<p>平成29年12月1日</p>	<p>平成30年4月1日</p>
<p>条例制定の背景や趣旨等</p>	<p>(前文)          全ての人々にとって、日常生活を営む上で意思疎通を円滑に行うことは、必要不可欠である。          障がい者が意思疎通のために使用する手段には、障がいの特性に応じ、点字、音声、手話、要約筆記、弱視手話、触手話、指点字、指文字、筆記、手書き文字、拡大文字、口文字、重度障害者用意思伝達装置、絵図等の提示、身振り等の合図、ルビ、平易な又は具体的な表現等の態様の異なる数多くのものが存在する。          これらの手段を使用し、障がい者が意思疎通を円滑に行うには、周囲の人々の適切な配慮、意思疎通のための機器、意思疎通を支援する者等が必要とされる。          しかしながら、障がいの特性に応じた多様な手段があることについて人々の理解が進んでいないこともあり、そのような環境はいまだ十分に整っておらず、障がい者の意思疎通に大きな支障が生じている。          それらの社会的障壁を解消するためには、障がい者一人一人の障がいの特性に応じた多様な手段についての道民等の理解の促進、多様な手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備、多様な手段を活用した情報保障の推進並びに意思疎通を支援する者の養成等の推進について、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通を支援する者、関係団体及び事業者が、それぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。          このような考え方に立って、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、障がいの有無にかかわらず、全ての道民が個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。</p>	<p>(前文)          全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく情報を取得し、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに暮らすことは、私たちの願いである。          平成23年の障害者基本法の改正においては、障がい者の意思疎通手段についての選択の機会の確保等が、共生社会の実現を図るための基本原則の一部として位置付けられたが、その機会が十分に確保されるに至っていない。          私たちは、障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により、情報を取得し、及びコミュニケーションをしやすい環境づくりを進めていかななくてはならない。私たちは、このような認識を共有し、一体となって、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、もって全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。</p>	<p>(前文)          私たちが日常生活を営む上で、障がいの有無にかかわらず、等しく情報を取得し、互いにコミュニケーションを図ることは、欠かすことのできないものである。          しかしながら、障がいのある人の多くは、生活に必要な情報の取得や周りの人とのコミュニケーションが困難な場面があり、日常生活に不安を抱えながら生活している。          平成26年1月に国が批准した障害者の権利に関する条約は、コミュニケーション手段には音声言語、手話、文字表記、点字、拡大文字、平易な言葉など多様なものと規定し、同条約を基に改定された障害者基本法において、コミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保が求められている。          さらに、平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、障がいのある人への情報伝達やコミュニケーション手段についての合理的配慮が社会の中で求められている。          小樽市においても、これらの法の趣旨を踏まえ、障がいのある人が、障がいの特性に応じた手段を用いて容易に情報を取得し、コミュニケーションを図ることができる環境を整備することが不可欠である。          障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の選択と利用の機会を確保するとともに、障がいのある人への市民の理解を促進することにより、小樽市に住み、働き、学び、集う全ての人が、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指し、この条例を制定する。</p>

<p>条例名</p>	<p>北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例</p>	<p>札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例</p>	<p>小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例</p>
<p>目的</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、障がい者の意思疎通の支援に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体 及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進し、もって障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消して、障がいの有無にかかわらず全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーションをしやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、もって障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、障がいのある人が障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、コミュニケーション手段の普及 及び利用の促進に関し市が推進する施策の基本となる方針を定めることにより、誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりの実現を目指すことを目的とする。</p>
<p>用語の定義</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がい 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいう。 (2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。 (3) 社会的障壁 障害者基本法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。 (4) 意思疎通手段 障がい者が視覚、聴覚 又は触覚、身体、機器等を活用して意思疎通を図るための手段をいう。 (5) 意思疎通支援者 意思疎通手段を使用する障がい者の意思疎通を支援する者をいう。 (6) 情報保障 障がい者に対して障がい者でない者と同等の情報を確保することをいう。</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 (3) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段 手話(触手話及び弱視手話を含む。)、要約筆記、筆談、字幕、点字、指点字、音訳、拡大文字、代読、代筆、平易な表現、絵図、絵文字、記号、身振り、手振り、口文字、透明文字盤、重度障がい者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいの特性に応じて利用される意思等の伝達手段をいう。 (4) 合理的配慮 個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう行う必要かつ適切な現状の変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により日常生活 又は 社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) コミュニケーション手段 手話、要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、平易な表現、代用音声( 咽頭 摘出 等により使用するものをいう。)その他障がいのある人が日常生活 又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。 (3) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者(朗読者を含む。)、ガイドヘルパーその他障がいのある人のコミュニケーションを支援又は補助する者をいう。 (4) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活 又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。 (5) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整 及び変更をいう。</p>

<p>条例名</p>	<p>北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例</p>	<p>札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例</p>	<p>小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例</p>
<p>基本理念</p>	<p>(基本理念) 第3条 障がい者の意思疎通の支援は、全ての道民がその人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、意思疎通に支障が生じている障がい者が多様な意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じて総合的に推進されなければならない。 2 障がい者の意思疎通の支援は、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体 及び事業者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得し、及びコミュニケーションをしやすい環境の整備は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。 (1) 障がい者は、障がい者でない者と等しく基本的人権を享有する個人であり、その自発的意思が尊重されること。 (2) 障がい者と障がい者でない者が互いにその違いを理解し、人格と個性を尊重すること。 (3) 障がい者が、可能な限り、情報を取得し、及びコミュニケーションをするための手段を自ら選択できること。 (4) 障がいの有無にかかわらず、全ての市民がその利益を享受する主体であること。 (5) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携して取り組むものであること。</p>	<p>(基本理念) 第3条 第1条に規定する地域づくりの実現は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。 (1) 障がいのある人が情報取得し、及びコミュニケーションを円滑に行う権利は、最大限に尊重されなければならない。 (2) 障がいのある人のコミュニケーション手段の選択と利用の機会の確保は、障がいのある人となない人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。</p>
<p>責務・役割</p>	<p>(道の責務) 第4条 道は、前条に定める基本理念(次条から第8条までにおいて「基本理念」という。)にのっとり、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。 2 道は、前項の施策の推進に当たっては、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者と緊密な連携を図るものとする。 3 道は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消するために必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用を促進するための施策を推進するものとする。 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うものとする。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、市民及び事業者に対し、前条に掲げる基本理念(以下単に「基本理念」という。)に対する理解を広げるとともに、次に掲げる施策を推進するものとする。 (1) コミュニケーション手段の普及 及び利用の促進に関する施策 (2) 障がいの特性に応じた手段による情報の取得 及びコミュニケーション手段の利用がしやすい環境の整備に関する施策 (3) 市民及び事業者が適切な合理的配慮を行うことができるような支援に関する施策</p>

<p>じょうれいめい 条例名</p>	<p>ほっかいどうしょう しゃ いしそつう そうごうてき しえん かん じょうれい 北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例</p>	<p>さっぽろししょう とくせい おう 札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条 例</p>	<p>おたるししょう ひと じょうほうしゆたく 小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例</p>
<p>せきむ やくわり 責務・役割</p>	<p>(道民の役割) 第5条 道民は、基本理念にのっとり、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があること及びこれらが障がい者にとって日常生活を営む上で必要不可欠なものであることについての理解を深めるとともに、障がい者との円滑な意思疎通のための必要な配慮に努めるものとする。 (障がい者の役割) 第6条 障がい者は、基本理念にのっとり、意思疎通手段を現に使用する者の視点から、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (意思疎通支援者等の役割) 第7条 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段についての道民等の理解の促進に努めるほか、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力し、障がい者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。 (事業者の役割) 第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うに当たり、障がい者が障がいの特性に応じた意思疎通手段を使用できるよう、必要かつ合理的な配慮に努めるとともに、道が実施する障がい者の意思疎通の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。 (市町村との連携等) 第9条 道は、障がい者の意思疎通の支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた障がい者の意思疎通の支援に関する取組に対して連携協力するとともに、障がい者の意思疎通の支援に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。</p>	<p>(市民の役割) 第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。 (滞在者 等への配慮) 第9条 市は、前条の施策を行うに当たっては、本市を来訪し、又は本市に滞在する障がい者の障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用に配慮するものとする。 (事業者の役割) 第6条 事業者は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者が障がい特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(市民の役割) 第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関し市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。 (事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、コミュニケーション手段の普及及び利用の促進に関し市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うよう努めるものとする。</p>

<p>条例名</p>	<p>北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例</p>	<p>札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例</p>	<p>小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例</p>
<p>施策の推進</p>	<p>(施策の基本方針)  第10条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進するものとする。  (1) 意思疎通手段についての道民等の理解の促進を図ること。  (2) 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備を図ること。  (3) 障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図ること。  (4) 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図ること。</p> <p>(北海道障がい者施策推進審議会の意見の聴取)  第11条 知事は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するに当たっては、北海道障がい者施策推進審議会条例(昭和46年北海道条例第20号)第2条の北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(理解の促進)  第12条 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の理解の促進を図るため、当該意思疎通手段の種類、特徴及び活用の方法並びに障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁について、道民等に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(意思疎通手段の確保等)  第13条 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保を図るため、障がい者又は障がい者でない者が意思疎通手段を習得するための取組への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。  2 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が使いやすい環境の整備を図るため、公共施設、職場等において、使用可能な意思疎通手段の表示及び意思疎通支援者、機器等の配置の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(情報保障の推進)  第14条 道は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図るため、これらによる情報発信の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(意思疎通支援者の養成等の推進)  第15条 道は、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図るため、人材確保を目的とした意思疎通支援者の取組の周知、その養成又は技能の維持若しくは向上のための研修、その派遣に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(施策の推進)  第10条 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく障害者計画において、第7条及び第8条の施策に関する基本的な方針を定めるものとする。  2 市は、第7条及び第8条の施策を行うに当たり、必要に応じて障がい者等の意見を聴くものとする。</p> <p>(理解の促進)  第7条 市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段に対する市民の理解を促進するため、障がい者及びその支援者その他の関係者と協力して、次に掲げる施策を行うものとする。  (1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する普及啓発  (2) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供  (3) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ取組への支援</p> <p>(利用促進)  第8条 市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するため、障がい者及びその支援者その他の関係者と協力して、次に掲げる施策を行うものとする。  (1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用機会を拡大するための施策  (2) コミュニケーション支援者(障がい特性に応じたコミュニケーション手段によるコミュニケーションを支援する者をいう。)を確保し、又は養成するための施策  (3) その他障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するために必要な施策  2 市は、障がい者等が市政に関する情報を取得し、利用することができるよう、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を用いた速やかな情報提供に努めるものとする。</p>	<p>(施策の推進)  第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。  (1) コミュニケーション手段の理解及び普及に関する施策  (2) コミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりに関する施策  (3) コミュニケーション支援者の確保及び養成に関する施策  (4) 市民及び事業者に対する合理的配慮の実施についての啓発に関する施策  (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策  2 市は、施策の推進に当たっては、障がいのある人、コミュニケーション支援者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。</p>

<p>条例名</p>	<p>北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例</p>	<p>札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例</p>	<p>小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例</p>
<p>財政上の措置</p>	<p>(財政上の措置) 第16条 道は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(財政上の措置) 第11条 市は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用を促進するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(財政上の措置) 第8条 市は、前条 第1項各号の施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>施行期日等</p>	<p>附則 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済体制の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則 1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。</p>	<p>附則 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>